誓約書

貴市発注の次の業務に関し、事前に談合・不正行為及びこれらの疑いを持たれるような行為を絶対にしないことを誓約します。

また、次に示される資格要件をすべて満たしていることを誓約します。

1. つくばみらい市財務規則第１３０条に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている団体等であること。ただし、つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に規定する、指名停止措置を受けている団体等でないこと。
2. 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当している団体等及び同条第２項の規定により、つくばみらい市の入札参加を制限されている団体等でないこと。
3. つくばみらい市から地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体でないこと（ただし不可抗力（災害等）により、やむを得ない場合の取消し、または停止措置を受けたものは、この限りではない）。
4. 国税及び地方税を滞納している団体等でないこと。
5. 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない団体等でないこと。
6. 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等でないこと。
7. 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて、申し立てがなされた団体等でないこと。
8. 会社更生、民事再生の手続きについて、申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等でないこと。
9. 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等でないこと。
10. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に定義する者）
11. 地方自治法第９２条の２（議員の兼業禁止）、第１４２条（長の兼業禁止）、第１６６条（副市長の兼業禁止）、第１８０条の５（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する団体等
12. つくばみらい市政治倫理条例（平成１９年つくばみらい市条例第２８号）に該当する団体等

　なお、この誓約に違反したと認定された場合は、指定の取消し等がなされても、一切異議の申立てはいたしません。

業務名　　　つくばみらい市立コミュニティセンター指定管理業務

所在地

名　　　　称

代表者氏名

令和　　年　　月　　日

つくばみらい市長　小田川　浩　様